

車いす対応型自動車貸出事業実施要項

(目的)

第 1 条 この事業は、社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が、車いすを利用しなければ外出の困難な高齢者、障がい者（児）に対し、車いす対応型自動車を貸し出すことによって、利用者の社会参加の促進と福祉の増進に寄与を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 本事業対象者は平野区に住所を有し、かつ車いすを使用しなければ外出が困難な者及び区社協会長（以下「会長」という。）が必要と認めたものとする。

(利用範囲)

第 3 条 利用の範囲は特に定めない。ただし、恒常的な利用については除く。
また、車いす対応型自動車貸出申込書に記入された運転手以外の者が運転、使用目的以外に利用してはならない。

(貸出期間)

第 4 条 貸し出しの期間は、原則として 3 日以内とする。
平野区社会福祉協議会の出入庫時間は、次にあげる日以外の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとし、運転者は自動車、鍵、及び運行日誌など必要なものを借受又は返却しなくてはならない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末・年始

(運転者)

第 5 条 車いす対応型自動車を運転する者（以下「運転者」という。）は第一種自動車普通免許の資格を有する者で、利用者が確保することとする。
運転者は、運行日誌に必要事項を記入しなければならない。

(申込み)

第 6 条 利用者は車いす対応型自動車を利用するにあたり、事前に区社協に貸出申込書、利用誓約書を提出し、会長の許可を受けなければならない。

(費用)

第7条 車いす対応型自動車の通常の修繕費、租税公課費、自賠責保険料、及び任意保険料は区社協が負担する。

(2) 車いす対応型自動車の貸出期間中の使用料は無料とする。

(3) 利用者の故意又は重大な過失によって生じた車いす対応型自動車等の破損による修繕等に要する経費並びに有料道路料金、有料駐車場、交通違反による反則金等は、利用者の負担とする。

(事故に対する賠償責任等)

第8条 利用期間中に事故が発生した場合は、自動車損害賠償保険等に対応できるものを除き、その他一切の責任は利用者が負うものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(利用制限)

第9条 車いす対応型自動車の貸出申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合は、その利用を制限することができる。

- (1) 車いす対応型自動車の利用が、営利を目的とするとき
- (2) 運転者が、道路交通法により運転を制限されているとき
- (3) 修理・車両検査等で車両が利用できないとき
- (4) 上記のほか、会長が利用を不相当と認めたとき

附 則

この規定は平成27年4月1日から施行する。